

○大野市博物館設置条例

平成 17 年 1 月 4 日

条例第 60 号

改正 平成 21 年 1 月 17 日 条例第 48 号

平成 24 年 3 月 27 日 条例第 10 号

平成 27 年 3 月 23 日 条例第 9 号

(設置)

第 1 条 郷土の文化遺産を継承し、市民文化の創造及び発展に寄与するため、大野市博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大野市歴史博物館	大野市天神町 2 番 4 号
大野市民俗資料館	大野市城町 2 番 13 号
越前大野城	大野市城町 3 番 109 号
武家屋敷旧内山家	大野市城町 10 番 7 号
和泉郷土資料館	大野市朝日第 25 号 7 番地
笛資料館	大野市朝日第 24 号 9 番地
武家屋敷旧田村家	大野市城町 7 番 12 号

(事業)

第 3 条 博物館は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）

第 3 条に定める事業その他市民の文化の向上に必要な事業を行う。

(職員)

第 4 条 博物館に館長その他必要な職員を置く。

(入館の許可)

第 5 条 博物館に入館しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館の管理上必要な条件を付することができる。

(入館の不許可)

第 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館へ

の入館を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 博物館及び資料を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(入館の権利の譲渡等の禁止)

第7条 入館の許可を受けたもの（以下「入館者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入館に係る許可の条件を変更し、若しくは入館を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により入館の許可を受けたとき。
- (3) 入館の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって入館者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(入館料)

第9条 博物館の入館料の額は、別表のとおりとする。

2 博物館を利用しようとするものは、博物館の入館の許可を受けたとき、前項の入館料を前納しなければならない。

(入館料の免除)

第10条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

(入館料の不還付)

第11条 既納の入館料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 博物館の管理上特に必要があるため、教育委員会が入館の許可を取り消したとき。
- (2) 入館者の責めに帰することができない理由により、博物館に入館することが

できないとき。

(損害賠償の義務)

第12条 入館者は、博物館及び資料を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(運営協議会)

第13条 法第20条第1項の規定に基づき、大野市博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3 運営協議会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第15条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める入館料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(大野市郷土歴史館設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大野市郷土歴史館設置条例（昭和43年条例第10号）
- (2) 越前大野城設置条例（昭和43年条例第21号）
- (3) 大野市郷土歴史館等入館料徴収条例（昭和43年条例第22号）
- (4) 大野市歴史民俗資料館設置条例（昭和61年条例第1号）

(5) 武家屋敷旧内山家設置条例（平成5年条例第4号）

（経過措置）

3 別表中大野市歴史博物館の部、大野市民俗資料館の部、越前大野城の部及び武家屋敷旧内山家の部の規定は、平成18年4月1日以後の入館者の当該入館に係る入館料について適用し、同日前の入館者の当該入館に係る入館料については、廃止前の大野市郷土歴史館等入館料徴収条例（以下「廃止前の入館料徴収条例」という。）第1条の表の例による。この場合において、別表中「大野市歴史博物館」、「大野市民俗資料館」及び「武家屋敷旧内山家」とあるのは、それぞれ廃止前の入館料徴収条例第1条の表中「歴史民俗資料館」、「郷土歴史館」及び「内山家」と読み替えるものとする。

4 和泉村の編入の日前に、和泉村歴史の里設置条例（平成8年和泉村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年条例第48号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第9号）

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月25日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

種別	区分	大人	小人	備考
大野市歴史博物館	普通	200円	無料	小人は、中学生以下とする。
	団体	100円		団体は、30人以上とする。
大野市民俗資料館	普通	200円		
	団体	100円		
越前大野城	普通	200円		

	団体	100円		
武家屋敷旧内山家	普通	200円		
	団体	100円		
和泉郷土資料館	普通	200円		
	団体	100円		
笛資料館	普通	200円		
	団体	100円		
武家屋敷旧田村家	普通	200円		
	団体	100円		

別表（第9条関係）

（単位：円）

種別	区分	大人	小人
大野市歴史博物館、大野市民俗資料館、武家屋敷旧内山家、和泉郷土資料館、武家屋敷旧田村家	個人	300	無料
	団体	150	
	身体障害者手帳等所持者	150	
	年間	1,000	
越前大野城、笛資料館	個人	300	
	団体	150	
	身体障害者手帳等所持者	150	
	年間	700	

備考

- 1 入館料の額は1館当たりの額とする。
- 2 小人は、中学生以下とする。
- 3 団体は、30人以上とする。
- 4 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 5 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は150円とする。
- 6 大野市歴史博物館、大野市民俗資料館、武家屋敷旧内山家、武家屋敷旧田

村家、和泉郷土資料館の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は500円とする。

7 越前大野城、笛資料館の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は350円とする。

8 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。